

持続可能な
社会の創り手の
育成





第４期

令和５年度～令和９年度

教育振興基本計画

令和５年６月16日 閣議決定





日本社会に根差した
ウェルビーイングの
向上



文部科学省

2つのコンセプト

持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

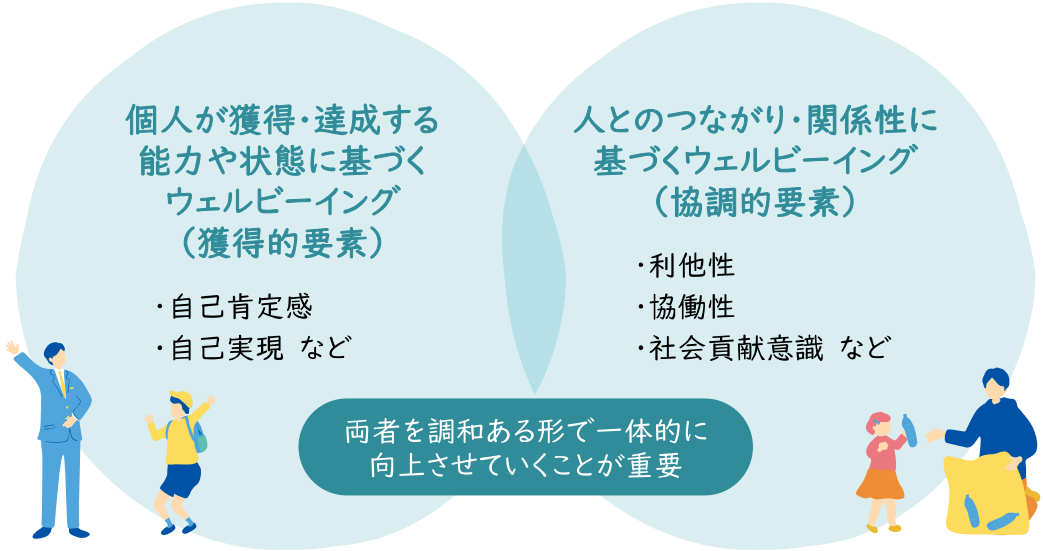
- **身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。**
- **多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。**



日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。



教育とウェルビーイング

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成

教育に関連するウェルビーイングの要素

自己肯定感	心身の健康	幸福感 ・現在と将来 ・自分と周りの他者	協働性	社会貢献意識	学校や地域でのつながり
自己実現 ・達成感 ・キャリア意識 等	安全安心な環境	多様性への理解	利他性	サポートを受けられる環境	

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

各要素を育む教育活動の例

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- 子供たちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学び
- きめ細やかな指導を通じた確かな学力の育成



多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会の実現に向けた学び・生徒指導
- 特別支援教育、いじめ・不登校対応 等



地域や家庭で共に学び合う環境整備
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 社会教育を通じた地域コミュニティ形成



キャリア教育・職業教育、課題解決型学習
- 社会的・職業的自立に向けたキャリア発達
- 地域や社会の課題解決型学習



豊かな心・健やかな体の育成、安全・安心
- 道徳教育、体験活動、学校保健の推進
- 学校施設の整備、学校安全の推進



グローバル社会における国際交流活動
- 海外留学推進、外国人留学生受入れ
- 地域社会の国際化、多文化共生



主観的認識のエビデンス把握

教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



ウェルビーイング解説動画はこちらからチェック!

教育振興基本計画

令和５年６月１６日

閣　　議　　決　　定

せがまず尊重されるという前提に立つことが必要である。

○　子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。加えて、職員や支援人材など学校の全ての構成員のウェルビーイングの確保も重要である。こうしたことが学びの土壌や環境を良い状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となり、結果として家庭や地域のウェルビーイングにもつながるものとなる。

○　さらに、生涯学習・社会教育を通じて、地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切である。

○　ウェルビーイングが実現される社会は、子供から大人まで一人一人が担い手となって創っていくものである。社会全体のウェルビーイングの実現に向けては、個人のウェルビーイングが様々な場において高まり、個人の集合としての場や組織のウェルビーイングが高い状態が実現され、そうした場や組織が社会全体に増えていくことが必要となる。子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められる。

○　第２期教育振興基本計画において掲げられるとともに、第３期教育振興基本計画においてもその理念が継承された「自立」、「協働」、「創造」については、「自立」と「協働」は個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に対応する方向性であり、「創造」は主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通じてもたらされるものである。これまでの計画の基軸を発展的に継承し、誰もが地域や社会とのつながりや国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指すことが重要である。

（５つの基本的な方針）

○　本計画においては、上述の総括的な基本方針の下、以下の５つの基本的な方針を定める。

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

同質ではなく異質なものとの融合こそがイノベーションを生み出すとの発想の下、多様な才能・能力を生かす教育を行っていくことが求められる。

（地域・産学官連携、職業教育）

○　地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着・誇りを持ち、仕事を通じて経済的に自立し、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが必要である。また地域住民同士が相互につながり、かかわりあう関係を築いていくことが求められる。

○　社会経済の発展をけん引するイノベーションの創出や各地域における産業振興に向けて、学校と産業界が一体となって人材育成に取り組むことが一層重要となっている。経済産業省の「未来人材ビジョン」においては、今後重視される「問題発見力」「的確な予測」「革新性」等が求められる職種では労働需要が増加し、相対的に求められない職種では減少すると推計されており、産学官が対話をしつつ共に各地域や産業分野において求められる資質・能力を育てていく必要がある。

○　そのためには、学校を地域や社会に対して開いていくことが重要である。小中高等学校等においてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動、探究活動、キャリア教育・職業教育等を通じ、地域や産業界などの声を聞くとともに、教育実践への協力を得ていくことが求められる。また、実践的・創造的な技術者の養成を行う高等専門学校における教育の充実、地域産業における中核的な役割を担う専門人材育成に向けた専修学校における職業教育の充実を図ることも重要である。大学においては、地域や産業界等と大学との連携強化や、地域ニーズを踏まえた教育プログラムの構築、大学教育の質に関する情報公表等を進めることが期待される。さらに、起業家教育（アントレプレナーシップ教育）[17]をあらゆる学校段階で推進していくことや、機関の枠を超えた産業界等との連携により大学院教育を強化していくことが求められる。

○　学校と地域・産学官の連携を推進していくためには、人と人、組織と組織をつなぎ、広げていく機能が重要となる。そのためのコーディネーター人材の育成や、コンソーシアムによる組織間の連携が求められる。

○　大学のキャンパスは、高度で先進的な人材や設備が集積しており、地域における人材育成、イノベーション・産業振興のハブや脱炭素化等の様々な面で重要な役割を果たしていることから、大学における教育研究活動とその活動の場となるキャンパス環境の整備が一体となった共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進していくことが重要である。

17 急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の創出のための教育の総称。

（マルチステージの人生を生涯にわたって学び続ける学習者の育成）

○　人生 100 年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生のモデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルへと転換することが予測されている。こうした社会の構造的な変化に対応するため、学校教育における学びの多様化とともに、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。

職業に直結した学びのほかにも、ライフステージの変化（例えば結婚、出産、育児、介護、病気、退職など）に応じて生じる様々な悩みの中で、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学びあい」を身近なものとすることが重要である。また、高齢者を年齢によって画一的に捉えることなく、第二の人生を生きる個人の意欲や能力を生かすエイジフリーな社会に対応した学習機会の確保も重要であり、国や地方公共団体等は個人が生涯にわたって学習する機会を得られるよう条件を整備する必要がある。

○　生涯学習社会を実現するためには、まず、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育等において培うことが重要である。初等中等教育や高等教育において、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学びを提供することなどにより、学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を涵養することが重要である。また、地域における社会教育を通じて、地域のつながりの中で体験的に学び、地域における様々な活動に積極的・主体的に関わる意識を高め、それを生涯にわたって実践していくことが望ましい。さらに、公開講座や文化・スポーツ活動など、大学が有する地域における学びの拠点としての機能も重要である。

○　また、生涯学習の推進に当たっては、ICT の活用などによる柔軟な学習機会の一層の充実を図る必要がある。さらに、学校教育と社会教育が連携することも重要であり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められる。

（リカレント教育を通じた高度専門人材育成）

○　我が国は諸外国と比べて労働生産性の低さが課題となっているが、その一因として、大人になってから大学等において学ぶ学生の割合が低く、社外学習や自己啓発を行っていない社会人が諸外国と比べて突出して多いことが報告されている。社会の持続的な発展を支える観点からも、リカレント教育を通じて、複雑化・高度化する企業課題や産業ニーズに対応して自らの知識や技能をアップデートできる高度専門人材を育成していくというリスキリング的な視点も重要である。知識の集積や体系化された理論の中核的機関である大学・専門学校等の高等教育

教育委員会の皆様へ

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

～未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現を目指して～



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

はじめに

近年の国際情勢の不安定化、気候変動に伴う自然災害の激甚化、少子高齢化・人口減少の深刻化、都市化や過疎化による地域コミュニティ・交流の希薄化、デジタルトランスフォーメーションの進展などにより、複雑で予測困難な時代の先行きが、さらに不透明なものとなっています。

こうした中、令和5年に閣議決定された教育振興基本計画では、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっているとし、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な基本方針を掲げました。この実現に向けて、学校と社会教育が連携して、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げていくこと、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕して、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することなどが求められています。

教育基本法第13条に規定されているように、学校・家庭・地域住民等が相互に連携・協力して教育を行うことは、こうした教育の目的や目標を実現する上で、いつの時代にも必要なことですが、学校や地域を取り巻く課題がますます複雑化・困難化している現在、学校・家庭・地域の連携・協力関係が希薄であったり、一時的なものであったりすれば、学校や地域は困難や課題を乗り越えることが難しくなっています。このような状況のもとで、学校・家庭・地域が連携・協働する体制を構築することは、一層、その必要性を増しています。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、こうした学校・家庭・地域の連携・協働を進めるために、保護者や地域住民等が、学校と目指すべき目標や責任を共有し、その目標達成のための十分な「熟議」を通じて、学校運営に参画する体制を制度的に保障するものです。そして、参画する保護者や地域住民等の意思が表明される法定の合議体として、その意見や承認により、校長の決断や取組を後押しし、自立的な学校運営を支える大きな後ろ盾となるものです。

また、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う学校内外の様々な活動である地域学校協働活動は、未来を担う子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域住民等とともにつくっていくものであるとともに、学びその成果の活用を通じて地域で人と人とのつながりを作り出すものです。

この学校・家庭・地域の連携・協働を進める仕組みであるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に共通することは、地域でどのような子供たちを育てていくのか、どのような地域を創っていくかという目標・ビジョンを共有し、地域全体が共に考え、当事者として参画していくことです。このことから、地域学校協働活動推進員等をつなぎ役として、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取組を一体的に推進していくことが効果的です。これにより、「社会に開かれた教育課程」の実現、いじめや不登校等の課題への対応、学校における働き方改革の推進など、学校が抱える多様な課題に対応することが可能となるだけでなく、地域防災や地方創生など地域の抱える課題にも対応する、課題解決のためのプラットフォームとして活用することも可能となります。

この手引きは、主に都道府県、市区町村の教育委員会が、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進していく際の参考となるよう作成しています。それぞれの地域や学校の特色を生かしつつ、積極的な取組が行われ、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」が一層進展することを期待します。

第２部
富士見市第６次基本構想



1 理想の“未来”

私たちは、自らの歩みで

充実した日々

を送ることができる未来を目指します。

(1) 理想の“未来”　とは

子や孫などの次世代へのバトンタッチを意識し、市民がともに目指す20年後の“まち”の将来像を、理想の“未来”として位置づけました。

(2) 充実した日々　とは

楽しい、幸せ、居心地が良いなど、市民の価値観が多様化している現在において、充実の定義は様々ですが、誰もが自分らしく、充実した日々を送ることとして、位置づけました。

2 理想の“未来”の構成要素

理想の“未来”の構成要素として、「暮らし・つながり・生活環境」の３つの視点に着目しました。個人としての「暮らし」、人と人が創る「つながり」、それらを取り巻く「生活環境」、この３つの視点が円（縁）となり、未来の“まち”を形づくるものと捉えています。また、「成長の継続」が力強く“まち”全体を押し上げるとともに、各要素が相互に作用することにより、さらなる充実を図り、理想の“未来”に近づいていくことを目指しています。

(1) 理想の“未来”の３つの視点

○実りある暮らし

◇心身ともに健康であることは、誰もが願うことです。その願いが叶う暮らしができる“まち”を目指します。

◇日々の学びなどを通じ、自分自身の成長を感じ取ることができる、いきいきと喜びにあふれた暮らしができる“まち”を目指します。

◇他者へのやさしさを持ち、他者から必要とされる存在になるなど、生きがいのある暮らしができる“まち”を目指します。

○充たされたつながり

◇人と人とのつながりの基礎である家族や身近な仲間とのつながりにより、安心とやすらぎに包まれ、過ごすことができる“まち”を目指します。

◇世代、国籍、地域などにかかわらず、多様な関係性が生まれ、必要な時に、必要なコミュニケーションが取れるように、周りの人を思いやり、助け合えるつながりのある“まち”を目指します。

◇新たな仲間を優しく迎えることができ、多様性を受け入れる風土のある“まち”を目指します。

○恵まれた生活環境

◇安心・安全は、生活環境の基礎です。防災、防犯はもちろん、暮らしの安心・安全が確保された“まち”を目指します。

◇緑豊かな自然と都市としての利便性を財産とし、調和とバランスの取れた住みやすいまちとして、他では叶わない「富士見市ならではの生活」が実感できる“まち”を目指します。

◇生活環境が充実することにより、「誰もが住みたい、住み続けたい・・・選ばれる“まち”」を目指します。

(2) “まち”を押し上げる「成長の継続」

○成長の継続

◇まちの経済が潤い、その潤いが新たな成長を生み出していく活力のある“まちづくり”により、さらなる充実を目指します。
◇まちへの愛着や誇りを増やすとともに、まちの魅力を向上させる“まちづくり”により、さらなる充実を目指します。
◇これまでの歴史を継承し、地の利や新たに加わる力も活かすことで、持続力のある“まちづくり”により、さらなる充実を目指します。

図【理想の“未来”】



“まち”を形づくる「暮らし・つながり・生活環境」を 3 つの円で表現し、富士山に見立てた「成長の継続」がその“まち”をさらなる高みへ押し上げ、晴れ晴れとした明るい“充実した日々”へ向かっている様子を、市章をモチーフに表しました。

3 理想の“未来”の合言葉

みんな笑顔☆ふじみ

(1) 理想の“未来”の合言葉とは

理想の“未来”である「充実した日々」の実現に向け、市民が歩みを進める際の、気持ちや姿勢を表現したものです。

(2) 理想の“未来”の合言葉に込めた想い

市民が一丸となって、理想の“未来”に向けて歩みを進める際に、「笑顔」を原動力として取り組んでいきたいという想いを込めたものです。
覚えやすい合言葉とすることで、大人から子どもまで誰もが合言葉を認識できるように、取り組んでいきたいという想いを込めたものです。

【理想の“未来”の合言葉の選定について】
・この合言葉は、市民ワークショップメンバーから提案をいただき、市民ワークショップメンバー、富士見市総合計画審議会委員及び総合計画等検討委員会委員による選考を経て選定されたものです。
・わかりやすさや覚えやすさに加え、笑顔という言葉に込められたポジティブな印象などが評価されました。

第３部

第２期基本計画

分野３　学校教育

基本政策３　児童生徒一人ひとりが輝く

「確かな学力･豊かな心･健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」の育成に努め、子どもたち一人ひとりを認め、励まし、褒める教育を行うことにより、児童生徒の夢と希望が育まれる“まち”を目指します。

５年後の目指す姿

「より多くの児童生徒が夢や希望を持っている」

児童生徒が、楽しく学び、考え、自らの力で問題を解決したり、新たな課題を創り出したりするなど、主体的に物事と関わり、夢や希望を持っている状態を目指します。

数値目標	現状値	目標値
「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合 ［全国学力・学習状況調査］	小6　81.5% 中3　64.9%　（R6）	小6　85.0% 中3　70.0%　（R12）

※上記「小」とは小学生を表し、「中」とは中学生を表しています。以下この分野において同じ。

【ロジックモデル】

基本政策	基本施策	取組
3　児童生徒一人ひとりが輝く 5年後の目指す姿 より多くの児童生徒が夢や希望をもっている	1　児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成	①　主体的・対話的で深い学び
		②　英語教育、国際理解教育の充実
	2　多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進	①　特別支援教育の充実
		②　「いのち」を大切にする教育の推進
		③　教育相談体制・生徒指導の充実
		④　異校種間連携・小中一貫教育の推進
		⑤　教育の機会均等
	3　自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成	①　健やかな体の育成
		②　安全・防災教育の推進
	4　地域の教育力を生かし、教育効果を高める学校教育の推進	①　学校・家庭・地域の連携
		②　教職員の資質向上と働き方改革
		③　学校施設・設備の整備

３－３　自らの健康･安全を守る資質･能力と健やかな体の育成

児童生徒が健康･安全について実践的･科学的に理解し、生涯にわたって運動に親しむことができる健やかな体を育成します。

	指標	現状値	目標値
KPI	新体力テスト[13]の評価(A+B+C)の児童生徒割合の県平均との比較　[新体力テスト]	小 −4.1ポイント 中 −0.2ポイント　(R6)	小 +1ポイント 中 +3ポイント　(R12)

【主な取組】　健やかな体の育成

運動に親しむ資質・能力の育成を図り、運動好きな児童生徒を育てる体育授業を推進します。

【KSF】	現状値		目標値	
「体育の授業は楽しい」と回答した割合の県平均との比較 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小	男子−8.4ポイント 女子+3.4ポイント (R6)	➡ 小	男子+1ポイント 女子+4ポイント (R12)
	中	男子−3.4ポイント 女子+1.6ポイント	中	男子+1ポイント 女子+3ポイント

３－４　地域の教育力を生かし、教育効果を高める学校教育の推進

児童生徒が安心して通うことができ、保護者･地域から信頼される学校教育を推進するとともに、安全で快適な教育環境を整備します。

	指標	現状値	目標値
KPI	「コミュニティ・スクール[14]や地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まりましたか」に「当てはまる」と回答した学校数　[全国学力・学習状況調査]	小 5/11校 中 1/6校　(R6)	小 11/11校 中 6/6校　(R12)

【主な取組】　学校・家庭・地域の連携

学校応援団の活用、防犯見守りなどを通して地域からの意見を取り入れ、教職員が地域とともにある学校を意識し、開かれた学校づくりを推進します。

【KSF】	現状値	目標値
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に「当てはまる」「やや当てはまる」と回答した学校数 (全国学力・学習状況調査)	小 79.3% 中 75.9%　(R6)	➡ 小 85.0% 中 80.0%　(R12)

13　国民の体力･運動能力の現状を把握するため、文部科学省が実施する運動能力調査。各調査項目を点数化し、合計点数によりA~Eの５段階で評価とするもの

14　地域住民等が学校運営に参画する制度で、保護者や地域の代表などで構成される「学校運営協議会」を設置し、地域と連携した教育の推進を図る仕組みのこと

第３次
富士見市教育振興基本計画
（令和５年度～令和９年度）

学びあい　人がつながり　一人ひとりが輝く　富士見の教育









富士見市教育委員会

1　基本理念

学びあい　人がつながり　一人ひとりが輝く
富士見の教育

私たちは、自らを大切にし、他者も大切にすることを基本としたうえで、学校や社会など、様々な場を通して学んでいきます。 学んでいく過程での新しい発見や出会いには、喜びがあります。この学ぶ喜びが、子どもたちには将来への夢と希望をはぐくむこと、大人には自己実現を図ることにつながっていきます。そして、学びの成果がより豊かな生活とまちづくりに生かされることが期待されます。

私たちは、このようにそれぞれの世代で、様々な知識や技能を習得し、学びあいながら、人と人とがつながり、ともに励ましあい、高めあい、支えあう人間関係をつくり、一人ひとりが輝く富士見市の教育をめざします。

2　めざす市民像

基本理念の実現に向けて、富士見市の教育がめざす市民像を次のように描きます。

✧生涯にわたって学び、考え、行動し、
心豊かに生きる人

✧学びあいから交流の輪を広げ、信頼しあい、
地域の絆をはぐくむ人

✧学びの成果を生かして、自ら社会に参加し、
郷土(まち)の未来を拓く人

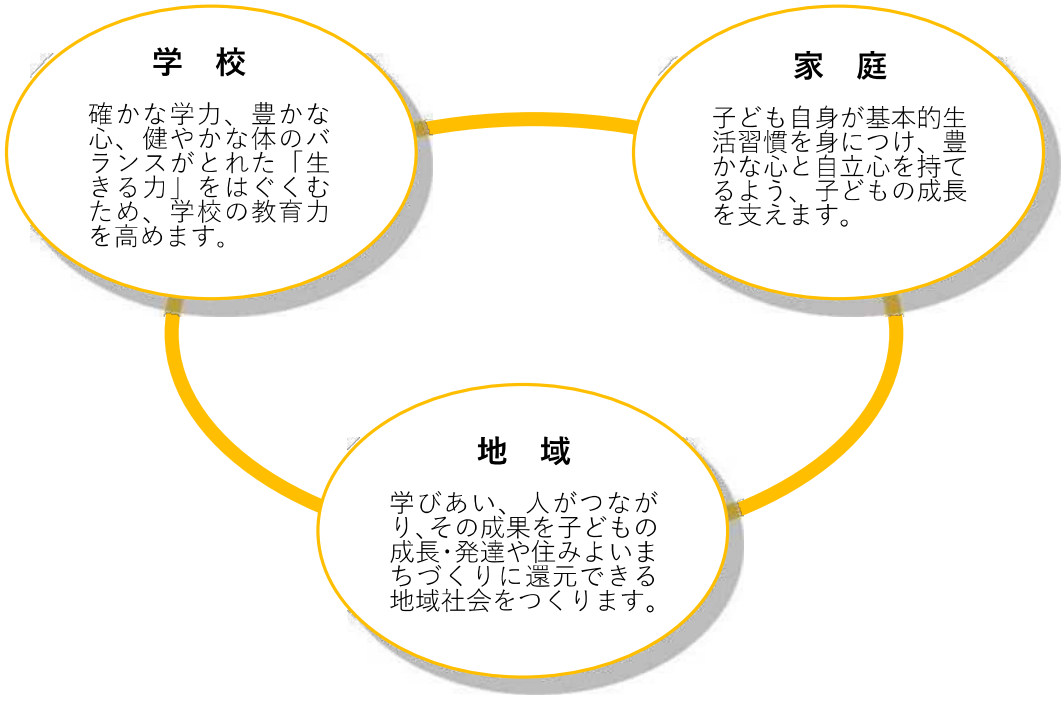
✧　私たちは、一人ひとりの生涯にわたる学びを通して、自分の力で、ものを考え、判断し、行動するとともに、人を思いやり、個性を尊重しながら、心豊かに生きる人をめざします。

✧　私たちは、学びを通して、子ども同士、大人同士、子どもと大人、地域の人々、日本人と外国人など、様々な人と人との交流の輪を広げ、お互いの考えや意見を認めあうことから、信頼関係が生まれ、地域の絆を深めていく人をめざします。

✧　私たちは、学びの成果を自己完結にとどめず、培った力を発揮しながら、自らが主体的に社会に参加することにより、ふるさと富士見市の将来をさらに豊かなものへと切り拓いていく人をめざします。

このような市民像をめざすためには、学校・家庭・地域が教育におけるそれぞれの責任を自覚し、役割を果たすとともに、相互に連携と協力を図りながら一体となって教育を推進していくことが必要です。

学校・家庭・地域が一体となった教育の推進



3　基本方針

富士見市の教育がめざす姿の実現に向けて、次の基本方針を掲げます。

基本方針Ⅰ　学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進

確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスがとれた「生きる力」や、子どもたちの夢と希望がはぐくまれる学校教育を推進します。

基本方針Ⅱ　学びあう地域社会をめざす教育の推進

市民誰もが、いつでも、どこでも学習でき、その学びの成果を分かちあうことで、子どもたちが健やかに育つ環境や人々が暮らしやすいまちづくりにつながるよう、ともに学びあう地域社会をめざす社会教育を推進します。

4　基本目標

基本方針の下に、今後展開する教育施策の柱となる基本目標を設定します。

基本方針Ⅰ　学びあい、高めあい、夢と希望をはぐくむ教育の推進	
基本目標	1　児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成 2　多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進 3　自らの健康・安全を守る資質・能力と健やかな体の育成 4　地域の教育力を生かし教育効果を高める学校教育の推進

基本方針Ⅱ　学びあう地域社会をめざす教育の推進	
基本目標	1　家庭・地域の教育力の向上 2　生涯にわたる学習機会の提供と地域づくりの推進 3　暮らしとまちづくりに役立つ読書活動の推進 4　郷土遺産の継承 5　開かれた教育委員会

第４次富士見市生涯学習推進基本計画

（令和8年度～令和12年度）



令和８年４月

富士見市・富士見市教育委員会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

富士見市は持続可能な開発目標（SDGｓ）を支援しています。

■２　基本的な考え方と基本理念

本市の第２次計画において整理した生涯学習の考え方と基本理念は、第３次計画でも引き継がれ、現在もなお重要な意味を持っています。

第２次計画の「基本的な考え方」及び「基本理念」を継承しつつ、社会状況の変化などを踏まえた基本目標と基本施策を定め、施策を推進していきます。

なお、策定に当ってはＳＤＧｓの実現に向けて、これを踏まえた計画とします。

【基本的な考え方（再掲）】

１．事業の基本は市民一人ひとりの自由で自発的な「学ぶ意欲」にあるということ
２．「学ぶ意欲」をさらに育て、市民の主体的な学習活動を支援することが行政の大切な責務であること
３．市民や関係団体や企業などと行政の協働により「学びやすい環境づくり」をすすめること
４．地域の課題を解決することを通した、まちづくりに向けた学習支援であること
５．市民一人ひとりの課題・目的を解決・追及する力を高めていくことにつなげられるような事業であること

【基本理念（再掲）】

市民一人ひとりが、安心して生活し、行政との協働のもとで、いつでも、どこでも、いつまでも自発的に学習をすすめ、そのことを通して、すべての市民が互いを尊重し、心豊かに暮らせるまちづくりの実現を目指す。

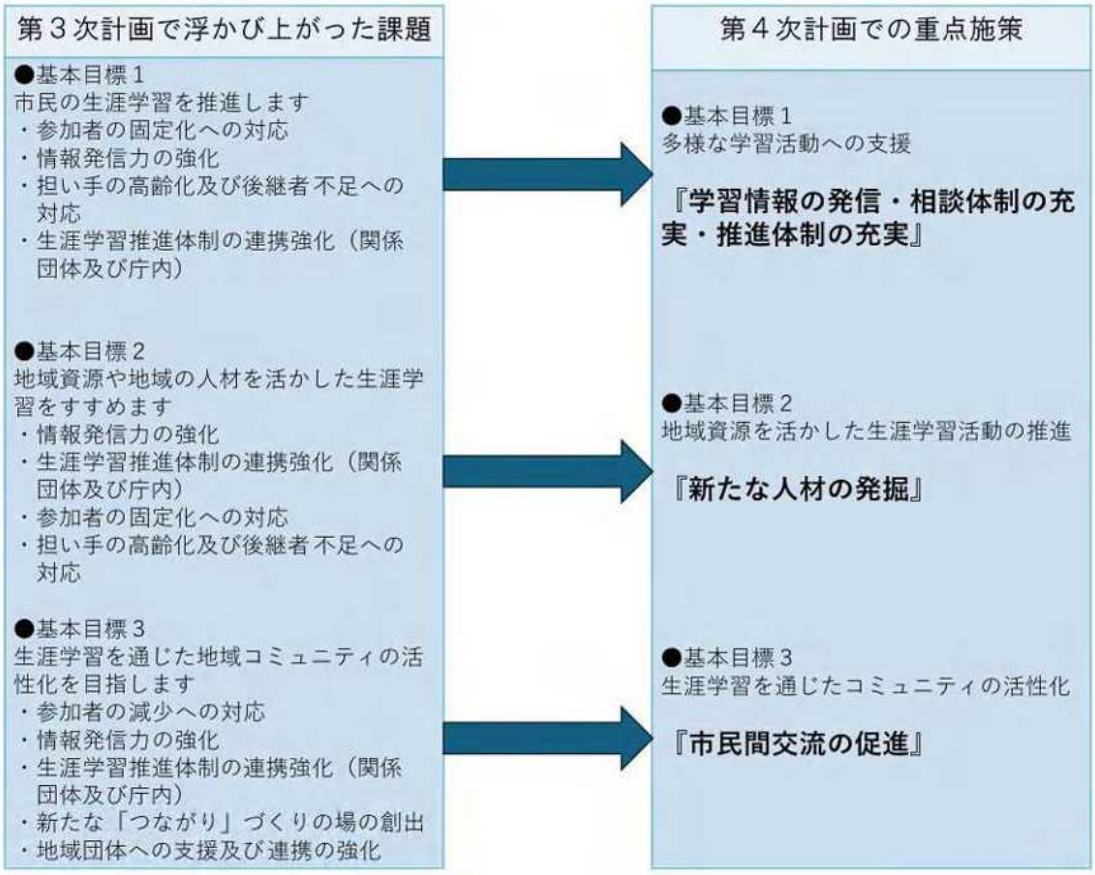
本計画は、主に下記の７つのゴールに関連した計画とします。



■４　施策の展開（重点施策）

第４次計画では、基本目標を達成するために特に重要と考える施策を「重点施策」として設定し、今後の取組の核として据えています。 全施策に真摯に取り組みながらも、本市における生涯学習の課題を踏まえて設定した重点施策を中心にチェックを行うことで、より効果的・効率的に基本目標の達成を目指すことができると考えています。

第３次計画で浮かび上がった課題とそれに対応する重点施策



※重点施策は各々が関連しているため、個別に取り組むのではなく、それぞれを意識して施策を推進していく必要があります。

■５　施策の体系



※◎が重点施策

富士見市こども計画

こどもが主役
子育ち　子育て　ともに育つ
笑顔あふれるまち☆ふじみ





市長賞　針ケ谷小学校　岩井 有杏さん（６年生）



令和７年３月

富士見市

第１節　基本理念

こども基本法において、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、また、こども・若者の意見が尊重され、こども・若者のために何が最もよいことかを優先して考慮されることを基本理念としていることから、本市においても「こどもまんなか社会」の実現を目指し、すべてのこどもたちが笑顔でのびやかに成長し、また、すべての家庭が安心して子育てできるまちづくりを推進するため、以下のとおり基本理念を定めます。

【基本理念】

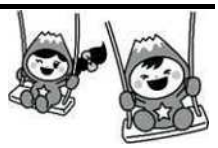
こどもが主役

子育ち 子育て ともに育つ

笑顔あふれるまち☆ふじみ

第２節　基本目標

「基本理念」を実現するために、以下の 12 の「基本目標」を設定しました。



- ◆ 基本目標１　こどもの権利擁護、意見の反映
- ◆ 基本目標２　居場所づくり
- ◆ 基本目標３　親と子の健康・医療の充実
- ◆ 基本目標４　こどもの貧困対策の推進、配慮を要するこどもへの支援
- ◆ 基本目標５　児童虐待防止・社会的養育の充実
- ◆ 基本目標６　こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- ◆ 基本目標７　こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進
- ◆ 基本目標８　結婚・出産の希望実現
- ◆ 基本目標９　「子育て」と「子育ち」の支援
- ◆ 基本目標 10　未来を切り拓くこども・若者の応援
- ◆ 基本目標 11　こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等
- ◆ 基本目標 12　ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

第３節　施策の体系

【基本理念】	【基本目標】	【施策】
こどもが主役　子育ち 子育て ともに育つ 笑顔あふれるまち☆ふじみ	1 こどもの権利擁護、意見の反映	こどもの人権尊重と理解促進 こども等が意見を表明する機会の確保・社会形成への参画支援 こどもまんなか社会への機運醸成
	2 居場所づくり	こどもの居場所づくりの推進
	3 親と子の健康・医療の充実	妊娠から子育てまでの切れ目のない支援 医療及び保健に係る経済的支援
	4 こどもの貧困対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	こどもの貧困対策の推進 ひとり親家庭への支援 障がいなどのあるこども・若者への支援 ヤングケアラーへの支援 一人ひとりの状況に応じた支援
	5 児童虐待防止・社会的養育の充実	こどもを虐待から守る地域づくり 社会的養育の充実
	6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	こども・若者の自殺対策等の推進 こども・若者の犯罪、犯罪被害等防止支援等
	7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	こども政策ＤＸの推進 子育てしやすい安全・安心なまちづくりの推進
	8 結婚・出産の希望実現	結婚を望む人への支援 出産を望む人への支援
	9 「子育て」と「子育ち」の支援	家庭の子育て力の充実 孤立させない地域の子育て力の充実 幼児教育・保育の充実 学校教育の充実 自立的な子育ちの支援 子育て等に係る経済的負担の軽減
	10 未来を切り拓くこども・若者の応援	若者の就労、経済的自立の支援 グローバル社会で活躍する人材の育成
	11 こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等	こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等
	12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進



第４次

富士見市子ども読書活動推進計画

～みんなで育てる　本で育てる～

(令和５年度～令和９年度)



★富士見市★
マスコットキャラクター
ふわっぴー

第２章　子どもの読書活動推進に向けて

第４次富士見市子ども読書活動推進計画においては、３つの基本方針に基づく施策体系のもと、子どもの読書活動を推進します。

１　基本方針

基本方針１　年齢・発達の段階に応じた読書活動の推進

乳幼児（妊娠期を含む）から小・中・高校生に至るまで、読書に親しむ機会の提供などを通して、子どもたちの読書習慣づくりや、図書を活用した学習を支援します。

基本方針２　子どもの読書環境の整備と情報提供

時代の変化を踏まえ、子どもたちが快適に読書や学習ができる環境づくりや情報提供をめざします。

基本方針３　市民・学校・図書館などの相互協力と連携体制の確立

保護者をはじめとする市民、学校、図書館、その他関係団体が連携し、市全体で子どもたちの読書活動を支援します。